

町史別巻「自由民権編」紹介

前号でお知らせしましたように町史では「通史編」と共に「自由民権編」の発刊を予定しています。現在の計画では、本年十月には印刷を完了し、頒布することになっています。五月に入りますと頒布価格や予約申込み方法等を決めて町民の皆様にお知らせします。

この「自由民権編」は、「別編」として（B5版）、六五〇ページの大冊です。山際七司氏の生家である山際家（木場）所蔵の自由民権関係史料を整理し、編集・収録したものです。

現在、山際家所蔵の文書史料は、新潟県立文書館に寄託され、保管されています。これは、県立歴史博物館の展示設計に従事していた筆者が山際家へ調査に訪れた際、現当主の山際精爾氏の申し出を受け町当局の賛意を得て実現したものです。貴重な史料の保存のため決断された山

際家に敬意を表します。寄託なので黒崎の地に適切な史料書庫の建設ができればそこに移し変えることが可能です。このような史料の安全保存と並んで史料の整理と編集が進められてきたわけです。

山際家の自由民権史料が公開されるのは初めてで黒崎町民のみならず広く全県、全国の研究者から注目され、その出版が待たれています。この出版は、黒崎の一大文化事業として輝かしい誇るべき遺産として伝えられるでしょう。

「自由民権編」の内容は、大部分が「史料編」です。次のように構成されています。

※ 年代は史料が記された期間をします。

第一章 文明開化と地域社会（山際七司氏の日記を収録―明治八年（一八七五）―十二年）

第二章 国会開設運動と政党結成（山際七司氏宛書簡等を収録―明治一三年―一五年）

第三章 政党結成運動の展開（高田事件や自由党結成などに関わる陳述書や決議文、書簡等を収録―明治一五年―二〇年）

第四章 大同団結運動と地域（山際七司氏宛書簡等を収録―明治二〇年―二二年）

第五章 初期議会と民権運動（山際七司氏宛書簡等を収録―明治二二年―二四年）

〈史料編〉のほか、全体の解説があり、〈研究編〉として若干の論文が掲載されることになっていきます。

校閲、執筆の担当者は前号に掲げましたので記載しませんが、間もなく「発刊の案内」を作成、配布しますのでお読み下さい。

今年八月一日にオープンする県立歴史博物館（長岡市）では、山際七司氏の県会での演説の姿が大きく展示される計画になっています。ぜひ見学して下さい。

山際七司氏は、新潟県の「立県百年」の年に、大きな功勞のあった一人に選ばれ、当時の君県知事から現当主山際精爾氏に対し、「感謝状」が贈られています。我が郷土の生んだ偉人山際七司氏を顕彰する記念物という意味からもこの別編「自由民

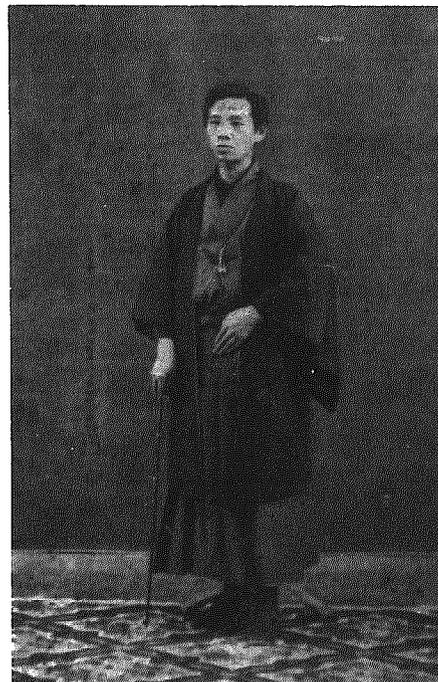
権編」が町民の方々からお買い求めいただきますようお願いいたします。（文責 五百川 清）

〈訂正とおわび〉  
前号の記事に誤りがあり、次のように訂正し、関係各位にお

〈一枚の写真〉

これは、このたび山際精爾氏（木場）宅におうかがいして発見された山際七司氏の写真です。町史自由民権部会長の横山真一先生のお話では、これまで四枚の写真があるので五枚目になるとのことです。

山際七司氏（一八四九年―一八九一年）は黒崎町木場の庄屋の家に生まれ、初め漢学を学び、



明治維新後、ヨーロッパの新思想に接し、自立社を設立、県会議員に当選、自由民権家として国会開設請願運動に従事しました。また、板垣退助を総理とする自由党の結成に参画し、幹事となりました。国会が開設され、最初の衆議院議員に当選（一八九〇年）しましたが、その翌年東京で病死しました。

核家族化、少子高齢化社会を迎えた現在、介護を家族だけで支えるには限界があります。そこで、40歳以上の方全員から保険料を負担していただき、みんなで支え合うことをねらいとして、介護保険制度が生まれました。

40歳から64歳の方で国民健康保険に加入されている方

国民健康保険の医療費分と介護保険分を合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。負担額のうち2分の1を国が負担し、残りの部分を各被保険者が負担することになります。原則として国の特別対策による保険料軽減は行われず、4月から負担していただくこととなります。

40歳から64歳の方で政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合に加入されている方

従来の医療保険の保険料に上乗せして1つの保険料として、毎月の給料の月額に応じて徴収されます。負担額のうち2分の1を事業主が負担し、残りの部分を各被保険者が負担することになります。原則として国の特別対策による保険料軽減は行われず、4月から負担していただくこととなります。

40歳以下の方

介護保険料は徴収されません。

施設入所者の食費負担額の軽減

介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設）に入所した場合、食費標準負担額として1日760円を支払っていただきますが、保険料の所得段階が第1段階、第2段階の方は、申請により下記のよう食費標準負担額が減額されることとなります。これらの施設に入所される際には、役場保健福祉課介護保険係に食費標準負担額の減額申請を行ってください。

食費標準負担額

保険料の所得段階	食費標準負担額 (1日あたり)
第1段階	300円
第2段階	500円
第3段階以上の方	760円

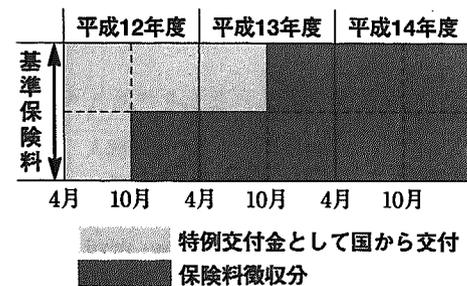
4月から介護保険が始まります

保険料の納め方

65歳以上の方

老齢年金が月額15,000円以上の方は、年金から天引きとなります。年金の月額が15,000円未満の方や遺族年金、障害年金をもらっている方は、役場から納付書が送られますので、それにより個別に納付していただきます。

国の特別対策により、平成12年9月までの半年間は保険料を徴収しないことになりました。その後1年間、平成13年9月まで保険料の半額を徴収しないことになりました。よって平成12年度の年額保険料は4分の1に、平成13年度の年額保険料は4分の3に軽減されることとなります。



第1号被保険者の所得段階別年額保険料

段階	対象者	年額保険料
第1段階	・世帯全員住民税非課税で、かつ老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	4,800円
第2段階	・世帯全員住民税非課税	7,200円
第3段階	・本人が住民税非課税	9,500円
第4段階	・本人が住民税課税で、合計所得が250万未満	11,900円
第5段階	・本人が住民税課税で、合計所得が250万以上	14,300円